

3.工事事故
(令和4年6月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)										3 (2)
	2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)										8 (13)
	3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)										8 (8)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)										1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
合計														
工事分類	1. 管きょ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)										13 (16)
	2. 管きょ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)										2 (3)
	3. 管きょシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)										1 (0)
	4. 管きょその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)										2 (4)
	5. 処ボ土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)										2 (2)
	6. 処ボ機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)										21 (25)
事故類型	死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)										2 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)										1 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)										1 (0)
	負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)										10 (18)
	1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)										2 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)										3 (9)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)										0 (2)
	5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)										0 (2)
	6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)										2 (1)
	8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)										1 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)										1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)										0 (1)
	14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)										9 (6)
	12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)										9 (6)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)										21 (25)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 死亡	0 (0)	2 (0)	0 (1)											2 (1)
2. 負傷	4 (8)	4 (5)	2 (5)											10 (18)
合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)											12 (19)
累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)											- -

*()書きは、前年度(令和3年度)の値

*国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和4年6月末時点

NO.	発生年月日	事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
								年齢	性別	被害状況
6月										
1	R4.6.13	5.その他	1.管きょ開削	掘削作業	汚水取付管工事のため、道路掘削していたところ、地中に埋設してある電力ケーブルを折損させた結果、約960件の停電を発生させた。(信号機停電含む)	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
2	R4.6.13	2.政令市	1.管きょ開削	人孔布設	マンホール蓋と蓋枠を、ダンブルトラックから吊り機用付きバックホウを使用して吊り下ろす際に、蓋枠から蓋が外れ脱落し近くにいた作業員の右足くるぶし附近に当たり、被災した。	現場内	3.飛来・落下	76	男	右脛骨遠位端骨折、右腓骨遠位端骨折(2週間の休業加療)
3	R4.6.16	2.政令市	6.処ボ機械電気	設備作業	作業員が最終沈殿池の下槽(深さ約7m)からタラップ(はしご)を上っていたところ、墜落制止用器具は着用していないが、昇降ブロック(墜落防止)を使用していないかったため、高さ約5mでバランスを崩した際に、墜落した。	現場内	1.墜落・転落	30	男	左肋骨骨折(7.8本)・左肺1/3切除
4	R4.6.26	3.一般市	5.処ボ土木建築	掘削工事	ポンプ場建設工事において、バックホウのアームを上げた状態で走行したため、架空線(通信回線)を誤って切断した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	通信回線の破損
5	R4.6.26	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削工事	新築に伴う汚水ますの設置工事において、掘削範囲内にある不要水路を撤去し、撤去に伴い発生したコンクリート設を集積していたところ、コンクリート設の鉄筋がガス供給管に接触し損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損

:死亡事故 :負傷事故 :物損事故

水質事故等情報データベース

令和4年6月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
6月						
1	R4.6.1	2.政令市	管渠	水質事故	(5)下水道施設からの下水等の流出	下水処理場職員が帰宅時に漏水を発見し、現地調査により送泥管からの漏水と判断した。 ・緊急対応として、送泥ポンプの運転を一時停止し、現地清掃を実施後、予備ルートの送泥管による運用を再開。 ・詳細の原因調査、再発防止対策を検討中。
2	R4.6.1	3.一般市	管渠	水質事故	(5)下水道施設からの下水等の流出	地区住民からの下水臭がするといった市役所への連絡を受け、現地調査を実施したところ、道路上への汚水流出を確認した。 ・緊急対応として、流出した污水をバキュームカーで回収、破損箇所を特定し、応急修繕を実施。 ・今回、破損管は海に近接していたことから、海水による堆積が主な原因と想定されるが、メーカー、コンサルタント等を含め詳細の原因調査及び再発防止対策を検討中。
3	R4.6.6	1.都道府県	管渠	その他案件	—	河川を地下で横断する管路施設に設置された河川水の逆流防止ゲートの緊急操作用クラッチが脱着して外れ、ゲートが閉塞したことにより、汚水の流下機能が停止する事が発生しました。 ・緊急対応として污水の溢水防止のため、処理区域内の住民等へのお願い、下水道の使用制限の協力やバキューム車による汲み上げ、潜水士による外れていたクラッチの接続により、ゲート操作を行い復旧した。 ・当該箇所については、詳細点検を実施したもののがクラッチが外れた明確な原因を特定できなかったが、再発防止のため県内において、同構造の施設について緊急点検を実施した。
4	R4.6.7	4.町村	管渠	水質事故	(5)下水道施設からの下水等の流出	地区住民からの下水臭がするといった役場への連絡を受け、現地調査を実施したところ、道路上への汚水流出を確認した。 ・緊急対応としてマンホールポンプの運転を停止し、流出した污水をバキューム車により回収。 ・破損箇所を特定し、応急修繕を実施。 ・原因調査を実施したが、明確な原因是判明しなかったため、修繕箇所及び付近の路面変状について経過観察を実施していく。
5	R4.6.14	2.政令市	その他	その他案件	—	処理場からリサイクルセンターへ、し渣運搬中に運搬車両のアオリ部のロッドがしつかりかかっておらず、運搬時の搖れ等によりアオリの隙間から一部のし渣が道路上に落下した。 ・緊急対応として道路清掃、洗浄を実施。 ・詳細の原因調査、再発防止対策を検討中。
6	R4.6.30	3.一般市	その他	水質事故	(2)悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合)	めっき工場において、めっき槽の水位計センサーが故障し、槽から溢れたためめっき液(六価クロム)が下水道に流入した。 本来、水位計の故障を感じた場合にはアラートが担当者へ届くこととなっていたが、故障によりアラートが発報されなかった。 ・機器のログによると午前4時から午前6時30分に渡って流出が確認され、午前6時30分ごろに当社より流出が停止された。 ・緊急対応として、下水道管理者からめっき工場へ流出物の水質検査を指示し、水質基準が満たされるまで下水道管への排出を停止するよう指示をした。 ・抜本的な対応として、めっき槽の水位計センサーを一定時間センサーからの返答信号がなかった場合にめっき液の注水を強制的に止めるセンサーに変更する。

4.水質事故等

(令和4年6月末時点)

[内訳]		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	都道府県	1 (0)	1 (0)	1 (0)										3 (0)
3.一般市	2.政令市	2 (0)	3 (2)	2 (0)										7 (2)
4.町村	4.町村	0 (2)	1 (1)	2 (1)										3 (4)
5.その他	5.その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
合計	合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)										14 (6)
発生施設	1.管渠	1 (2)	1 (1)	4 (0)										6 (3)
2.マンホール	2.マンホール	0 (0)	1 (0)	0 (1)										1 (1)
3.処理場	3.処理場	1 (0)	1 (0)	0 (0)										2 (0)
4.ポンプ場	4.ポンプ場	1 (0)	2 (1)	0 (0)										3 (1)
5.その他	5.その他	0 (0)	0 (1)	2 (0)										2 (1)
合計	合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)										14 (6)
原因者	1.下水道管理者(委託先含む)	3 (0)	1 (1)	1 (0)										5 (1)
2.民間事業者(一般人を含む)	2.民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	1 (1)	1 (1)										2 (4)
3.その他の(天災、原因者不明含む)	3.その他の(天災、原因者不明含む)	0 (0)	3 (1)	4 (0)										7 (1)
合計	合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)										14 (6)
水質事故	① 惡質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	1 (0)	1 (0)	0 (0)										2 (0)
	② 惡質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	③ 惡質下水の流入(によらない放流水質の基準不適合)	0 (0)	1 (0)	0 (0)										1 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (1)	1 (0)	3 (1)										6 (2)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (0)										0 (1)
合計	合計	3 (2)	3 (1)	4 (1)										10 (4)
その他案件	その他案件	0 (0)	2 (2)	2 (0)										4 (2)
水質事故等	合計	3 (2)	5 (3)	6 (1)										14 (6)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	0 (2)	3 (0)										4 (3)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
合計	合計	1 (1)	0 (2)	3 (0)										4 (3)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷、設備の故障によるものを集計

■

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事務連絡
令和4年8月20日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

下水道法施行令第5条の2及び第17条の10に定める協議等を要しない
事業計画の軽微な変更の取扱いについて

標記について、表1及び表2により運用していくものとするので了知されたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしくお願ひいたします。

なお、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて(平成27年11月19日付け水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)」は廃止します。

表-1 公共下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める軽微な変更是、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの配置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。 ② 吐口の位置・放流先の名称の変更。	
二 国土交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート、継続)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
三 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	軽微	① 局所的な配置(ルート、継続)の変更。 種類(形状、材質)の変更。 ② 局所的な管径の変更。 ③ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
四 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
五 予定処理区域の変更(前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。)	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
六 計画降雨の設定又は変更	重大	三に準ずる。	
七 工事の着手又は完成の予定年月日	重大	三に準ずる。	
八 同一会計年度外にわたる変更	重大	二、三、四のいずれかの重大に該当する変更に伴うもの。	
	軽微	上記以外。	

(注)

1) 主要な施設とは下記のものをいう。
流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、汚水調整池、雨水調整池・溝水池、最初沈殿池、反応タンク施設、最終沈殿池、消毒施設、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスホルダ、汚泥焼却炉、管理棟及びこれらに準ずる施設

2) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表-2 流域下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第17条の10 法第25条の23第7項に規定する政令で定める軽微な変更是、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート、継続)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更	軽微	① 局所的な配置(ルート、継続)の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。 ④ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。
三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	① 施設の新設、増設及び廃止。 ② 位置の変更。 ③ 構造(構造形式・流入方法・排水方式)の変更。 ④ 能力(雨水調節容量)の変更。	
四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更	軽微	上記以外。	五に準ずる。
五 处理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
六 流域間連公共下水道が接続する位置の変更	重大	① 流域間連公共下水道の接続箇所の位置の変更。	
	軽微	① 接続箇所の位置の名称の変更。	
七 流域間連公共下水道の予定処理区域の変更(第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。)	重大	一、二、三、五、六のいずれかの重大に該当する変更に伴うもの。	
八 計画降雨の設定又は変更	軽微	上記以外。	
九 工事の着手又は完成の予定期年月日 の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

1) 主要な施設とは下記のものをいう。

流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、汚水調整池、雨水調整池・滯水池、最初沈殿池、反応タンク施設、最終沈殿池、消毒施設、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスホルダ、汚泥焼却炉、管理棟及びこれらに準ずる施設

2) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表-1 公共下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める軽微な変更是、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 予定処理区域の変更	重大 軽微	① 予定処理区域の境界の変更。 ② 処理区域内の地名の変更。 ③ 処理区、処理分区、排水区の区域の境界・面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ④ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ⑤ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	大規模なものは、三重大③で重大となる。
二 公共下水道からの放流水の吐口由国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの)の配置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。	
三 土国交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート、継続)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
四 出口の位置、放流先の名称の変更	軽微	① 局所的な配置(ルート、継続)の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。 ④ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。
五 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	施工上の理由による程度のもの。
六 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。)	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	施工上の理由による程度のもの。
七 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
八 予定処理区域の変更(前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。)	重大	三に準ずる。	
	軽微	三に準ずる。	
九 予定処理区域の変更(前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。)	重大	二、三、四のいずれかの重大に該当する変更に伴うもの。	
	軽微	上記以外。	
十 計画降雨の設定又は変更	重大		
十一 工事の着手又は完成の予定期年月日 の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。

2) 主要な施設とは下記のものをいう。

流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、**流量汚水調整池**、雨水**沈殿池調整池**・**滯水池**、最初沈殿池、反応タンク**施設**、最終沈殿池、**塩素接触タンク消毒施設**、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、**ガスタンクホルダ**、**汚泥焼却炉**、管理棟、**機械棟**、**汚泥処理棟**及びこれらに準ずる施設

2) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表-2 流域下水道

区分 (協議等を要しない事業計画の軽微な変更)	重大・ 軽微の別	内容	備考
第17条の10項 法第25条の231第7項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関する変更以外のものとする。			
一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート、縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
二 雨水流流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更	軽微	① 局所的な配置(ルート、縦断)の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。 ④ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	① 施設の新設、増設及び廃止。 ② 位置の変更。 ③ 構造(構造形式・流入方法・排水方式)の変更。 ④ 能力(雨水調節容量)の変更。	
四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更	軽微	上記以外。	
五 处理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大	五に準ずる。	
	軽微	五に準ずる。	
六 流域閾連公共下水道が接続する位置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。	
	軽微	① 吐口の位置、放流先の名称の変更。	
	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、汚泥処理棟等の各室配備の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
七 流域閾連公共下水道の予定処理区域の変更(第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。)	重大	① 流域閾連公共下水道の接続箇所の位置の変更。	
	軽微	① 接続箇所の位置の名称の変更。	
	重大	① 予定処理区域の境界の変更。 一、二、三、五、六のいずれかの重大に該当する変更に伴うもの。	
	軽微	① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域、境界、面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。上記以外。	
八 計画降雨の設定又は変更	重大		
九 工事の着手又は完成の予定期年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

①軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。

②主要な施設とは下記のものを行う。

流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、**流蓄汚水調整池**、雨水**洗殿池調整池・滞水池**、最初沈殿池、反応タンク**施設**、最終沈殿池、**塩素接触タンク消毒施設**、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、**ガスタンクホルダ**、**汚泥焼却炉**、管理棟、機械棟、**汚泥処理棟**及びこれらに準する施設

③ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

事務連絡
令和4年8月20日各地方整備局下水道担当課長 殿
北海道開発局下水道担当課長 殿
沖縄総合事務局下水道担当課長 殿水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 企画専門官
下水道事業課 企画専門官
流域管理官付 課長補佐

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて

下水道法第40条の規定に基づき、地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについては、令和4年8月19日付国水下企第34号・国水下事第11号・国水下流第9号をもって国土交通省水管・国土保全局長から通達されたところであるが、当該局長通達に基づく事務の実施手続きについて、下記のとおりとすることとしたので、適正に実施いただくようお願いする。

なお、「下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて」(平成27年11月19日付け水管・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官・流域管理官付課長補佐事務連絡)は、廃止する。

記

局長通達に定める事務の実施にあたっては、地方整備局建政部長(北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長)名で、別添【様式】を標準とした公文書によって行う事とする。

【様式】

国水下流第10号
令和4年8月20日

【地方整備局建政部長等 → 下水道企画課長、下水道事業課長または流域管理官あて】

番 号
年 月 日

各都道府県 下水道担当部長 殿

国土交通省水管管理・国土保全局

下水道部 流域管理官

水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課長
下水道事業課長
流域管理官 あて

流域別下水道整備総合計画調査指針の取扱について

○○局○○部長

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項に規定する流域別下水道整備総合計画について、都府県は、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議することとされており、また、国土交通大臣は、当該協議を受けたときは、環境大臣に協議することとされていたところ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）における下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、都府県から国土交通大臣への協議及び国土交通大臣から環境大臣への協議が廃止され、それぞれ都府県から国土交通大臣への届出及び国土交通大臣から環境大臣への通知に見直されることとなった。当該改正部分については、令和4年8月20日に施行されることとなっている。

これに伴い、「流域別下水道整備総合計画調査指針の改訂について（平成27年1月6日国水下流第43号）」により、同指針の内容を踏まえた流総計画の策定・変更を行うよう要請しているところ、下記のとおり取扱うこととしたので、適正に実施いただくようお願いする。

記

「流域別下水道整備総合計画調査指針」（平成27年1月）について、別紙のとおり取扱う。

（法第37条第1項又は第2項の規定により指示をしたとき）

下水道法第37条に基づく事務の実施について

下水道法第37条第1項又は第2項の規定により指示をしたので、報告します。

（法第39条第1項の規定により必要な報告を徴したとき）

下水道法第39条に基づく事務の実施について

下水道法第39条第1項の規定により必要な報告を徴したので、報告します。

P6

1-6. 流総計画の届出
届出の手続き

流総計画を策定しようとする都道府県は、あらかじめ、関係都道府県および関係市町村の意見を聞いて調整を図り、2以上の都道府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共用水域又は2以上の都道府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流総計画を策定しようとするとする時は、国土交通大臣に届け出なければならない。

【解説】

流総計画は、都道府県が策定することとなっているが(下水道法第2条の2第1項)、県際水域、あるいは水利用および本流総計画における下水道の施設が2以上の都道府県にわたるような場合には、将来フレーム値(人口、出荷額、水量及び水質原単位等)の決定、水質環境基準を達成するために削減すべき汚濁負荷量の配分、処理水の放流先の位置の決定等に当たって、関係都府県間の意見の調整及び協力が必要である。

流総計画が策定されると、その区域内における個別の公共下水道及び流域下水道の事業計画は、流総計画を上位計画として、これに適合するよう定めなければならないこと(下水道法第6条第5号および第25条の5第4号)、並びに流総計画では下水道事業の実施順位の決定および下水道の整備に関する費用効果分析を行わなければならぬこと等から、関係市町村との意見調整も必要である。

流総計画の届出に当たっては、下水道法施行規則第2条の規定による書類を届出書に添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならないこととなっており、添付すべき書類の具体的な内容については、建設省都市

1

2

P6

1-6. 流総計画の協議
協議の手続き

流総計画を策定しようとする都道府県は、あらかじめ、関係都道府県および関係市町村の意見を聞いて調整を図り、2以上の都道府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共用水域又は2以上の都道府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流総計画を策定しようとするとする時は、国土交通大臣と協議しなければならない。

【解説】

流総計画は、都道府県が策定することとなっているが(下水道法第2条の2第1項)、県際水域、あるいは水利用および本流総計画における下水道の施設が2以上の都道府県にわたるような場合には、将来フレーム値(人口、出荷額、水量及び水質原単位等)の決定、水質環境基準を達成するために削減すべき汚濁負荷量の配分、処理水の放流先の位置の決定等に当たって、関係都府県間の意見の調整及び協力が必要である。

流総計画が策定されると、その区域内における個別の公共下水道及び流域下水道の事業計画は、流総計画を上位計画として、これに適合するよう定めなければならないこと(下水道法第6条第5号および第25条の5第4号)、並びに流総計画では下水道事業の実施順位の決定および下水道の整備に関する費用効果分析を行わなければならぬこと等から、関係市町村との意見調整も必要である。

流総計画の協議の申出に当たっては、下水道法施行規則第2条の規定による書類を申出書に添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならないこととなっており、添付すべき書類の具体的な内容については、建設

○流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 新旧対照表

(別紙)

(傍線の部分は変更部分)

P1	新	旧
	目次	目次
1. 総則	1	1
1-1. 適用	1	1
1-2. 定義	1	1
1-3. 流総計画の目的	2	2
1-4. 流総計画に定める事項	3	3
1-5. 高度処理共同負担制度	4	4
1-6. 流総計画の届出	6	6

(略)

関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第41号)における下水道法(昭和33年法律第79号)の改正により、都府県から国土交通大臣への協議及び国土交通大臣から環境大臣への協議が廃止され、それぞれ都府県から国土交通大臣への届出及び国土交通大臣から環境大臣への通知に見直されることとなつた。

図1-1は、流総計画の届出に関する事務手続きを示したものである。

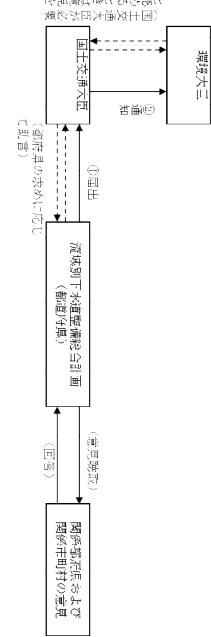


図1-1 流総計画の届出手続き

関係法律の整備に関する法律」と「国と地方の協議の場に関する法律」が平成24年4月1日に施行され、その中で下水道法第2条の2第7項中の「協議し、その同意を得なければ」「協議しなければ」に改め、同条第8項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改められた。

図1-1は、流総計画の協議に関する事務手続きを示したものである。

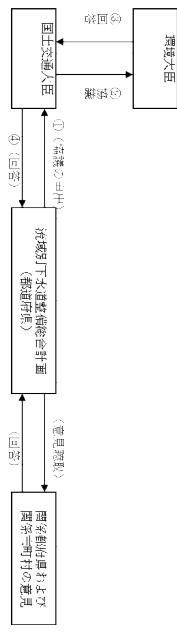


図1-1 流総計画の協議手続き

新	旧
<p>局長通達「下水道の事業計画等に関する事務の簡素化等について 別添1。流域別下水道整備総合計画の承認について」(建設省都下企発第11号、平成9年3月28日)に示されているように、以下のとおりとする。</p> <p>① 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件 ② 当該地域における土地利用の見通し ③ 当該公共の水域に係る水の利用の見通し ④ 当該地域における汚水の量および水質の見通し並びにその推定の根拠 ⑤ 計画下水量及びその算出の根拠 ⑥ 放流水及び処理施設において処理すべき下水の予定水質並びにその推定の根拠</p> <p>⑦ 下水の放流先の状況 ⑧ 下水道の整備に関する費用効果分析 ⑨ 関係都府県及び関係市町村の意見の概要</p> <p>なお、国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、必要な助言を行うことが出来る（下水道法第2条の2第8項）。</p> <p>なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための</p>	<p>省都市局長通達「下水道の事業計画等に関する事務の簡素化等について 別添1. 流域別下水道整備総合計画の承認について」(建設省都下企発第11号、平成9年3月28日)に示されているように、以下のとおりとする。</p> <p>① 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件 ② 当該地域における土地利用の見通し ③ 当該公共の水域に係る水の利用の見通し ④ 当該地域における汚水の量および水質の見通し並びにその推定の根拠 ⑤ 計画下水量及びその算出の根拠 ⑥ 放流水及び処理施設において処理すべき下水の予定水質並びにその推定の根拠</p> <p>⑦ 下水の放流先の状況 ⑧ 下水道の整備に関する費用効果分析 ⑨ 関係都府県及び関係市町村の意見の概要</p> <p>なお、国土交通大臣が本流総計画について回答する際の判断基準は、「流域別下水道整備総合計画の同意の基準について」(平成12年12月28日建設省都下流発第13号)のとおりである。</p>

4

P7	<p>また、流総計画は、水質環境基準の定まった水域における水質保全計画の一環をなすものであるから、国土交通大臣は、本流総計画の協議を受けたときは、環境大臣に協議しなければならないことになっている（下水道法第2条の2第8項）。</p> <p>なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための</p>
----	---

3

P122

(略)

【解説】

負荷削減施策のうち下水道整備については7章に記述するが、公共用水域の水質環境基準は下水道の整備だけでは達成されるものではなく、工場排水の規制等その他の施策と合せてはじめて達成されるものである。

従って、本流総計画は公共用水域の水質保全計画の一環をなすものであるから、本流総計画に關係の深い汚濁負荷発生原因者のなすべき施策を明らかにしておく。その際、各発生源別の目標負荷量を達成するための負荷削減施策は、計画策定時点における負荷削減に係る技術レベルを勘案するだけなく、将来的な技術開発の可能性についても検討する。

(前る)

(前る)

P122

(略)

【解説】

負荷削減施策のうち下水道整備については7章に記述するが、公共用水域の水質環境基準は下水道の整備だけで達成されるものではなく、工場排水の規制等その他の施策と合せてはじめて達成されるものである。

従って、本流総計画は公共用水域の水質保全計画の一環をなすものであるから、本流総計画に關係の深い汚濁負荷発生原因者のなすべき施策を明らかにしておく。その際、各発生源別の目標負荷量を達成するための負荷削減施策は、計画策定時点における負荷削減に係る技術レベルを勘案するだけなく、将来的な技術開発の可能性についても検討する。

本流総計画の法的拘束力は下水道整備に関するだけで、その他の施策に対しては拘束力を持たないが、国土交通大臣は本流総計画の協議に当たつて環境大臣に協議することになっているので、都道府県は本流総計画の協議申請を出す場合に、関係部局と合議し本流総計画について了解を得ておけば、下水道以外の施策についても実質的效果を期待できるはずである。

また、農業集落排水事業等、下水道以外の生活排水処理施設についても、その処理効果を的確に把握した上で汚濁解析の中の要因として取り込む。さらに、流域水環境保全計画・水循環再生構想等の水質水量一体とした水環境保全計画のある水域では、これによる河川流量及び汚濁負荷量の変化についても、的確に把握した上で汚濁解析の中の要因として取り込む。

6

P15

(略)

新

旧

2-3-3. 水質環境基準の達成に関する基本方針の調整

流総計画を2以上の都府県にまたがる水域について策定する場合は、各都府県間における水質環境基準の達成に関する基本方針（目標負荷量の都府県間配分）について、必要に応じて「基本方針策定のための委員会」を設置し、都府県間での調整が困難な場合は、下水道法第2条の2第8項の規定に基づき、都府県の求めに応じて国（地方整備局）が調整を行う。

【解説】

流総計画は都府県が策定することとされているが、当該水域が2以上の都府県にまたがる場合、必要に応じて国（地方整備局）が汚濁解析を実施した上で、水質環境基準達成に関する基本方針の策定（都府県別目標負荷量を算定）を行い、各都府県間の調整を行う。これら複数都府県の

P15

(略)

新

旧

2-3-3. 水質環境基準の達成に関する基本方針の調整

流総計画を2以上の都府県にまたがる水域について策定する場合は、各都府県間における水質環境基準の達成に関する基本方針（目標負荷量の都府県間配分）について、必要に応じて「基本方針策定のための委員会」を設置し、都府県間での調整が困難な場合は国（地方整備局）が調整を行う。

【解説】

流総計画は都府県が策定することとされているが、当該水域が2以上の都府県にまたがる場合、必要に応じて国（地方整備局）が汚濁解析を実施した上で、水質環境基準達成に関する基本方針の策定（都府県別目標負荷量を算定）を行い、各都府県間の調整を行う。これら複数都府県の

国土交通省水管管理・国土保全局
下水道部 流域管理官

各都道府県 下水道担当部長 殿

流域別下水道整備総合計画の届出における書類等の記載方法について

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項に規定する流域別下水道整備総合計画について、都府県は、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議することとされており、また、国土交通大臣は、当該協議を受けたときは、環境大臣に協議することとされていたところ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）における下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、都府県から国土交通大臣への協議及び国土交通大臣から環境大臣への協議が廃止され、それぞれ都府県から国土交通大臣への届出及び国土交通大臣から環境大臣への通知に見直されることとなった。当該改正部分については、令和4年8月20日に施行されることとなっている。

これに伴い、届出における書類等の記載方法について、下記のとおりとすることとしたので適正に実施いただくようお願いする。

なお、協議の申出における書類等の記載方法を定めた「流域別下水道整備総合計画の協議の申出における書類等の記載方法について」（平成27年7月21日付け国水下流第33号）及び「流域別下水道整備総合計画の同意の基準について」（平成12年12月28日付け建設省都下流発第13号）は、廃止する。

記

第I 計画書

下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「規則」という。）別記様式第1の計画書の作成に当たっては次の要領によるものとする。

1 (第1表)(イ) 整備の目標について

水質環境基準の達成・維持に関する目標に加えて、水利用の状況や地域の要望等を勘案した目標を設定した場合は、その内容についても記載する。

2 (第1表)(ロ) 整備計画年度について

整備計画年度とは、流総計画の計画期間であり、基準年度から将来人口の想定年度の期間とする。なお、基準年度は、将来人口推計等、流総計画策定の基礎的資料となる調査、推計等の時点を勘案して定

P143 新	旧
<p>7-6-2. 費用効果分析</p> <p>流総計画における費用効果分析は、国に流総計画を届ける際に必要なため（法規則第2条）、費用便益比が1を超えていることを確認するために、次の考え方を参考に実施する。</p> <p>1) 費用効果分析の検討に当たっては、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成18年11月改訂、社団法人日本下水道協会）を参考とする。</p> <p>2) 流総計画の費用効果分析では、当該水域において流総計画を履行した際に得られる下水道整備分の効果とそれに要する下水道整備費用を比較する。</p> <p>3) 流総計画の履行により得られる便益には、主に、「生活環境の改善効果」及び「公共用水域の水質保全効果」を計上する。</p> <p>4) 費用効果分析適用手法には、「簡易比較法」を用いて、費用便益比で評価する。</p> <p>5) 流総計画策定時点で評価する。</p> <p>6) 水質環境基準以外の目標達成による効果も計上可能とする。</p>	<p>7-6-2. 費用効果分析</p> <p>流総計画における費用効果分析は、国に流総計画を協議する際に必要なため（法規則第2条）、費用便益比が1を超えていることを確認するために、次の考え方を参考に実施する。</p> <p>1) 費用効果分析の検討に当たっては、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成18年11月改訂、社団法人日本下水道協会）を参考とする。</p> <p>2) 流総計画の費用効果分析では、当該水域において流総計画を履行した際に得られる下水道整備分の効果とそれに要する下水道整備費用を比較する。</p> <p>3) 流総計画の履行により得られる便益には、主に、「生活環境の改善効果」及び「公共用水域の水質保全効果」を計上する。</p> <p>4) 費用効果分析適用手法には、「簡易比較法」を用いて、費用便益比で評価する。</p> <p>5) 流総計画策定時点で評価する。</p> <p>6) 水質環境基準以外の目標達成による効果も計上可能とする。</p>

【解説】

流総計画における費用効果分析は、下水道法施行規則第2条に、国土交通大臣による当該の流総計画届出のための要件であることが記されているため、必要な検討事項である。

1)について

下水道事業における費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成18年11月改訂）（以下、「B／Cマニュアル」）について

【解説】

流総計画における費用効果分析は、下水道法施行規則第2条に、国土交通大臣による当該の流総計画協議のための要件であることが記されているため、必要な検討事項である。

1)について

下水道事業における費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（平成18年11月改訂）（以下、「B／Cマニュアル」）について

める流総計画の基準となる現況年度とし、将来人口の想定年度は、人口推計結果等を考慮して策定した各都道府県の長期計画等を勘案して、基準年度から概ね20~30年の範囲で計画策定者が定める年度とする。

3 (第1表) (ハ) 都市別整備方針の表について

- ① 計画処理人口、計画下水量の数値はそれぞれの都市の予定処理区ごとに記入し、複数の予定処理区をもつ都市にあってはその都市の小計を記入し、複数の都市を含む予定処理区はその予定処理区の小計を最後にまとめて記入する。
- ② 計画処理人口は予定処理区域内の定住人口とし、昼間増加人口、観光人口、季節人口等を含まないものとする。
- ③ 計画下水量は日最大を記入する。
- ④ 摘要欄には、現在の整備状況、供用状況を記入する。

4 (第1表) (ニ) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度の表について

- ① 低水量又は低水位は、基準年度における値を記入する。
- ② 目標類型の達成予定年度の欄は、水質環境基準の達成予定年度を記入する。ただし、整備計画年度内に環境基準の達成に必要な下水道整備が完了し、整備計画年度内に環境基準の達成が可能な場合は、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型」（昭和46年環境庁告示第60号）の注2に示す達成期間の分類を記載してもよいものとする。
- ③ 摘要欄には、類型指定年月日と告示Noを記載する。

5 (第2表) 処理施設の表について

- ① 位置の欄は市町村名を記載することとするが、市町村界にまたがる場合は、それぞれの市町村名を記載する。
- ② 処理能力及び計画下水量はそれぞれの日最大を記入する。
- ③ 削減目標量は、窒素含有量又は燐含有量について将来人口の想定年度における日平均計画処理水質及び計画1日平均流入下水量を勘案して算定した目標量を記入する。
- ④ 削減方法の「当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量」の値と「削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量」の値の合計値は、「削減目標量」の値と一致するものとする。
- ⑤ 放流先の位置について、海域、湖沼においては沿岸の水質基点、主要な流入河川又は主要な取水点との位置関係を記載する。
- ⑥ 備考5について「主要な」とは利水上あるいは河川管理上の観点より主要であることとする。

⑦ 摘要欄には、計画下水量並びに将来人口の想定年度における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記入する。季節に応じた処理水質を設定する場合には、将来人口の想定年度における季節別の放流水の予定水質（季節別処理水質）をも記入する。

6 (第3表) (イ) 中期整備計画年度について

中期整備計画年度とは、概ね10年間で設定した中期整備方針を定める期間とする。

7 (第3表) (ロ) 処理施設別中期整備方針の表について

- ① 中期的な整備の目標と下水道の整備事業の実施順位は、それぞれの都市の予定処理区ごとに記載する。
- ② 中期的な整備の目標には、水質環境基準達成への影響等を勘案した上で、中期整備計画年度内の下水道整備の方針や高度処理の導入方針等の目標を記載する。
- ③ 下水道の整備事業の実施順位は、記号、数字等、順位が明瞭となる方法で記入する。

第II 計画説明書

流域別下水道整備総合計画の届出に添付すべき書類のうち、規則第2条第1項各号に掲げる事項について記載した書類（以下「計画説明書」という。）については、それぞれ次の要領に従って記載するものとする。

1 水環境等の現況と見通し（第3号関係、第7号関係）

- 1-1 水質の現況と水質環境基準
- 1-2 水利用の現況と見通し
- 2 排水量と汚濁負荷量の現況と見通し（第4号関係）
 - 2-1 人口及び産業等の現況及びその見通し
 - 2-2 排水量原単位と汚濁負荷量原単位の現況と見通し
 - 2-3 排水量と汚濁負荷量の現況と見通し
- 3 汚濁解析（第1号関係、第2号関係、第5号関係）
 - 3-1 自然的条件の現況と見通し
 - 3-2 流域ブロック別汚濁負荷量
 - 3-3 河川の汚濁解析
 - 3-4 海域の汚濁解析

4 目標負荷量の設定（第5号関係）

- 4-1 目標負荷量の設定方針
- 4-2 集合処理区域別の計画下水道の算定
- 4-3 目標負荷量の設定（河川BOD）
- 4-4 目標負荷量の設定（海域COD、T-N、T-P）
- 4-5 下水道の計画処理水質の決定

5 下水道整備計画（第5号関係、第6号関係）

- 5-1 下水道の根幹的施設の配置
- 5-2 計画処理水量・計画下水量

- 5-3 下水及び放流水の水質
 5-4 下水道による削減負荷量
 5-5 硝素又は磷に係る削減目標量及び削減方法
 5-6 水・資源・エネルギーの利用の見通し
 6 下水道の放流先の状況（第7号関係）
 7 費用効果分析（第8号関係）
 7-1 概算事業費
 7-2 費用効果分析
 8 中期整備方針の検討（第8号関係）
 8-1 水環境等の推移
 8-2 整備優先順位の検討
 8-3 中期整備方針
 9 関係都府県及び関係市町村の意見の概要（第9号関係）
 10 その他

第III 計画説明図

規則第2条第1項に規定する予定処理区を表示した図面（以下「計画説明図」という。）は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1程度の地形図であつてできる限り一面として作成するものとする。（凡例は別紙による）

- イ) 流域の境界線及び調査区域の境界線
- ロ) 主要な河川の名称
- ハ) 都道府県名及びその境界線
- 二) 市町村名及びその境界線
- ホ) 予定処理区の名称及びその境界線
- ヘ) 水質環境基準の類型指定区間の範囲並びにその類型及び達成期間
- ト) 水質環境基準の基準点及び水質基点の位置並びに名称
- チ) 主要な上水道、工業用水及び農業用水取水点の位置並びに名称
- リ) 方位、縮尺、凡例及び作成年月日

(別紙)

計画説明図の凡例

事 項	表示法	注 意	備 考
予 定 処 理 区 界	—— 茶	区域内周辺を薄くぬる。	
	—— 桃	"	2市町村以上にまたがる 予定処理区に係るもの
河 川	~~~~ 青		
調 査 区 域 界	—— 緑		
流 域 界	×××	黒	
都 道 府 県 界	←→↖↗	黒	
市 町 村 界	—·—·—·—	黒	
環 境 基 準 点	●	黒	
水 質 基 点	○	黒	
主 要 な 上 水 道 取 水 点	△	黒	
主 要 な 工 業 用 水 道 取 水 点	▲	黒	
主 要 な 農 業 用 水 取 水 点	□	黒	
環 境 基 準 類 型	◀ A イ ▶	赤	類型指定区間を矢印で示す

(注) 予定処理区のうち既設の処理区は黒

事務連絡
令和4年8月20日

(別紙)

届出資料に添付すべき項目

都道府県
流域別下水道整備総合計画策定担当課長 殿
(地方整備局等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局
下水道部流域管理官付流域下水道計画調整官

流域別下水道整備総合計画（流総計画）の届出資料について（参考配布）

102
下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項に規定する流域別下水道整備総合計画について、都府県は、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議することとされており、また、国土交通大臣は、当該協議を受けたときは、環境大臣に協議することとされていたところ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）における下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、都府県から国土交通大臣への協議及び国土交通大臣から環境大臣への協議が廃止され、それぞれ都府県から国土交通大臣への届出及び国土交通大臣から環境大臣への通知に見直されることとなつた。当該改正部分については、令和4年8月20日に施行されることとなつてゐる。

国土交通大臣から環境大臣への通知にあたり、届出資料に図示すべき項目等について、別紙のとおりとすることとしたため、各都道府県が流総計画説明書を作成するにあたつて、参考として頂きますようお願いします。

なお、「流域別下水道整備総合計画（流総計画）の協議資料について（参考配布）」（平成25年3月7日付け国土交通省水管管理・国土保全局下水道部流域管理官付流域下水道計画調整官事務連絡）は、廃止する。

(1) 図示して添付する項目

以下の項目については環境アセスメントデータベース（<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）を参照の上^{*}、下水処理区域との重複状況（ただし、⑫および⑬については明確な境界線が存在しないため、近接状況とする。）について、届出の際に図示する。

- ①自然公園区域（国立公園）
- ②自然公園区域（国定公園）
- ③自然公園区域（都道府県立自然公園）
- ④自然環境保全地域（国指定）
- ⑤自然環境保全地域（都道府県指定）
- ⑥ラムサール条約湿地
- ⑦鳥獣保護区（国指定）
- ⑧鳥獣保護区（都道府県指定）
- ⑨生息地等保護区
- ⑩自然再生事業実施地域
- ⑪世界自然遺産地域
- ⑫生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）
- ⑬生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）
- ⑭特定植物群落

*参照にあたつては、収録情報の内容と原典に関する情報（原典情報）を確認の上、必要に応じて関係機関へ確認を行うこと。

(2) 環境省が非公表としている情報を記載する項目

以下の項目については環境省が非公表としている情報であるが、各地方公共団体の環境部局が、所持している情報を基に、配慮が必要な事項等を意見添付することとする。

- ⑮希少種の存在

(3) その他

事前に各地方公共団体の環境部局が確認していることを把握するため、環境部局の意見を参考資料として添付することとする。なお、環境部局の意見は、単に意見なしと記載するのではなく、①～⑯の区域と下水処理区域との重複の有無（ただし、⑫および⑬については明確な境界線が存在しないため、近接の有無とする。）、および⑯の内容について具体的な内容を以下のとおり記載することとする。

- ・区域の重複又は近接の有無
- ・(区域の重複又は近接がある場合) 下水処理区域と○○区域については重複（近接）があることを確認した。本件について関係事業主体に周知することとする。
- ・(⑯について) 希少種である△△が○○区域に生息（生育）することを確認した。本件について関係事業主体に周知することとする。

事務連絡
令和4年8月20日

都道府県 下水道担当者 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 流域管理官付課長補佐

流域別下水道整備総合計画の届出手続きについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項に規定する流域別下水道整備総合計画について、都府県は、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議することとされており、また、国土交通大臣は、当該協議を受けたときは、環境大臣に協議することとされていたところ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）における下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、都府県から国土交通大臣への協議及び国土交通大臣から環境大臣への協議が廃止され、それぞれ都府県から国土交通大臣への届出及び国土交通大臣から環境大臣への通知に見直されることとなった。当該改正部分については、令和4年8月20日に施行されることとなっている。

これに伴い、流域別下水道整備総合計画の届出手続きについて、下記のとおりとすることとしたため、各都道府県におかれましては、この旨ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、「流域別下水道整備総合計画の協議手続きについて」（平成20年7月15日付け国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官付補佐事務連絡）は、廃止する。

記

- 届出資料の国土交通省への事前送付は不要とする。
- 国土交通省への届出資料については以下の通りとする。

・流総計画の届出部数

流総計画書及び流総計画説明書 電子データ（1式）

※環境省への通知は国土交通省より行うものとする。

事務連絡
令和4年8月22日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

送泥ポンプ場内作業における安全の確保について
(令和4年7月21日兵庫県流域下水道発注工事に伴う死亡事故)

本年7月21日、兵庫県姫路市内の送泥ポンプ場の防食工事において、作業員1名が防食養生中であった汚泥貯留槽内で酸素欠乏症等の疑いにより倒れ、死亡するという事故が発生しました。

事故原因は解明されておりませんが、兵庫県より今後の事故防止対策として、有毒ガス・酸素濃度測定、異常を早期に発見するための監視人の配置、有毒ガス発生の可能性がある設備への注意喚起及び安全教育の徹底などの対策を講じると報告を受けております。

各下水道管理者におかれましては、兵庫県の安全対策を参考にしていただくほか、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）に基づき、安全管理の徹底をお願いします。

※「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）

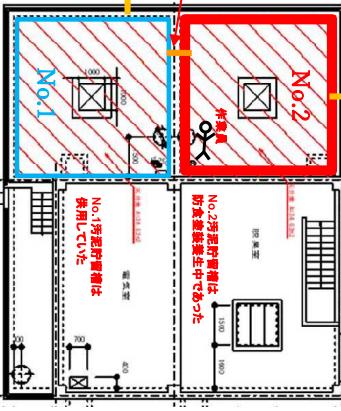
<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

送泥ポンプ場内作業における死亡事故 (R4.7.21 兵庫県流域下水道)

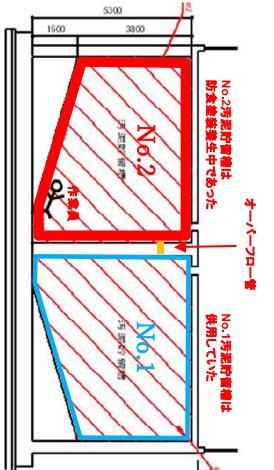
国土交通省

【状況図】

[平面図]



[断面図]



【状況写真】



【位置図】



【事故内容】

- 発生日：令和4年7月21日(木) 午前9時00分頃
 - 発生場所：揖保川送泥ポンプ場内（兵庫県姫路市内）
 - 報道：あり
 - 工事概要：汚泥貯留槽防食工事 (No.1、No.2)
断面修復工 A=347 m³
防食被覆工 A=347 m³
- 汚泥貯留槽の防食工事において、No.2汚泥貯留槽内の防食塗装を完了させ、内部の後片付け（足場・送風機は撤去、供用中のNo.1汚泥貯留槽と繋がるオーバーフロー管は通風、マンホール蓋の換気口は開放）を終えていた。事故当日、作業員は貯留槽外部の後片付けを1人で行い、上司に作業終了の連絡をしたが、翌朝に槽内で倒れている状態を現場代理人に発見された。現場に到着した救急隊員が作業員を救出したが、死亡が確認された。

- 発生日：令和4年7月21日(木) 午前9時00分頃
- 発生場所：揖保川送泥ポンプ場内（兵庫県姫路市内）
- 報道：あり

- 工事概要：汚泥貯留槽防食工事 (No.1、No.2)
断面修復工 A=347 m³
防食被覆工 A=347 m³

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(各都道府県下水道担当課長経由)

国土交通省水管・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

令和4年度第1回下水道事業経営セミナーの案内について（依頼）

国土交通省では、人口減少等に伴う収入の減収や老朽化施設の増大等により、今後より厳しい経営を強いられることが見込まれていることを踏まえ、下水道事業の経営健全化に向けた各種取組を推進しているところですが、このたび、下水道事業分野における経営人材の育成を図るために、下記のとおり、令和4年度第1回下水道事業経営セミナーを開催することとしました。

業務御多忙の時期とは存じますが、オンラインでの開催を予定しておりますので、奮って御参加下さいますようお願いいたします。

記

日 時：令和4年9月29日(木) 13:30～17:15 (13時接続開始)

内 容：有識者からの講演、国からの情報提供、事例発表、グループ討議【別添参考】

参加対象：地方公共団体の下水道事業担当職員

参 加 費：無料（通信等にかかる費用についてはご自身で負担をお願いします）

※セミナー参加に当たっての注意事項を必ずご確認下さい。

参加方法：「zoomミーティング」を使用したオンライン配信形式で行います。

参加ご希望の場合は、添付のエクセルシートをご記入いただき、
令和4年9月8日(木)までにセミナー事務局（受託者：株式会社OTO
gesui-answer@oto-inc.com）まで、メールにて申込を御願いします。

その他：応募者多数の場合は、定員の関係上、出席者数の調整等をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

【グループ討議】

- ・1 グループ5人程度のグループを組成し、「経営健全化に向けた具体的取組について」を討議テーマにグループ討議を行います。
- ・今回のグループ討議は、自治体間の相談や意見交換、セミナー後の人脈形成などを目的としており、使用料などの収入確保策、経費削減策、経営戦略見直しや経費回収率の向上に向けたロードマップ作成対応など、日ごろの下水道経営に関して相談してみたい、他の自治体の状況を知りたい方々の参加を歓迎します。
- ・グループ討議への参加を希望される場合は、申込フォームの該当欄で参加を選択してください。経営状況の近い団体で1グループあたり5名程度の人数となるよう、事務局で参加グループを振り分けます。なお、グループの振り分け結果は、事前にお知らせします。
- ・グループ討議後、各グループの参加者より、討議内容を発表していただきます。

【開催主体：セミナー趣旨に関する問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 管理企画指導室
担当：保木、松田
Tel : 03-5253-8428
mail : hoki-m2dg@mlit.go.jp
matsuda-s2nz@mliit.go.jp

【事務局：セミナー参加申込に関する問合せ先】

株式会社 OTO
担当：川島、中江
Tel : 03-5282-5183
mail : gesui-answer@oto-inc.com

※セミナー参加にあたっての注意事項

【全体】

- ・本セミナーは、「zoom ミーティング」を使用したオンライン配信形式で行います。
- ・講演の聴講や討議の参加は通信データ量が大きくなることが予想されます。

【参加条件について】

- ・職場等で通信機器やご参加いただく環境をご用意いただくことが出来る方がご参加いただけます。
- ・講演の聴講やグループ討議に利用する機器（例）
PC、タブレットなど（参加者1名につき機器1台を想定していますが、複数名で1台の機器を共有して参加される場合には、その旨お申し出下さい。）
マイク付きイヤホン
通信環境（有線 LAN、Wi-Fi 等無線 LAN など）
会議室など
- ・事前に動作確認や、バージョンのご確認（最新バージョンへアップデートされていることが望ましい）をお願いします。
- ・通信等にかかる費用については、参加者において負担をいただきます。

【講演の聴講、グループ討議の参加について】

- ・セミナーへの途中参加、退出を可とし、またグループ討議への参加は必須としません。ただ、グループ討議への参加を申し込んでいたものの、やむを得ず当日欠席となる場合には、参加グループの振り分けの都合上、セミナー前日までに委託先である株式会社 OTO までご連絡をお願いします。
- ・参加者には、参加受付時と、事前資料送付時の2回、メールを送付いたします。事前資料送付時のメールでは、セミナー当日に使用する資料や、ZOOM の URL（当日は URL をクリックし、参加いただきます）をご案内します。**令和4年9月27日（火）を過ぎても資料等のご案内が届かない場合は**、お手数ですが、委託先である株式会社 OTO までご連絡をお願いします。
- ・参加者同士の交流を深めることを目的とし、グループ討議終了時に記念撮影を予定しております。原則ビデオをONにしてお顔を映してご参加いただければと思いますが、やむを得ない事情等については最大限配慮いたします。

令和4年度第1回下水道事業経営セミナー

日時：令和4年9月29日（木） 13:30～17:15
会場：ZoomによるWEB配信

次 第

1. 開 会

2. 講 演

「下水道事業における経営健全化に向けた取組方策について」

東洋大学大学院経営学研究科客員教授・東洋大学名誉教授

石井 晴夫 氏

3. 国からの情報提供

(1) 「令和5年度下水道事業予算概算要求の概要と社会資本整備総合交付金等の交付要件について」

(国土交通省下水道部)

(2) 「下水道事業における経営戦略の改定の推進等について」

(総務省自治財政局準公営企業室)

(3) 「「課題解決技術支援ツール（試行版）」の活用について」

(国土交通省国土技術政策総合研究所)

4. 事例発表

(1) 山形県鶴岡市「経営戦略の改定及び経営健全化を目指した取組みについて」

(2) 福岡県久留米市「経営戦略に位置付ける経営効率化に向けた取組みについて」

(3) 佐賀県有田町「経費回収率100%達成のための具体的な取組みについて」

5. グループ討議

6. 閉 会

当日のタイムスケジュール

13:30～	開会
13:35～	石井晴夫氏講演【30分】
14:05～	国土交通省下水道部発表【15分】
14:20～	総務省準公営企業室発表【15分】
14:35～	国土技術政策総合研究所発表【10分】
14:45～	国からの情報提供に対する質疑応答【10分】
14:55～	山形県鶴岡市発表【25分】
15:20～	福岡県久留米市発表【25分】
15:45～	休憩【10分】
15:55～	佐賀県有田町発表【25分】
16:20～	グループ討議【55分】※
17:15～	閉会

※討議テーマ「経営健全化に向けた具体的な取組について」でグループ討議を行います。

事例発表の自治体概要（令和2年度時点）について

	山形県鶴岡市	福岡県久留米市	佐賀県有田町
行政区域内人口（人）	123,146	304,079	19,389
処理区域内人口（人）	90,691	260,464	9,187
水洗化率（%）	93.2	88.2	61.5
供用開始後年数（年）	41	49	19
経費回収率（%）	97.9	98.7	100.1
使用料単価（円/m³）	214.1	176.4	182.8
汚水処理原価（円/m³）	218.7	178.7	182.6
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度に鶴岡市下水道事業経営戦略を策定、令和4年3月に経営戦略を改定。 ●FIT制度にて消化ガス発電の売電による収益確保、市町村合併による使用料体系の統一や処理場統廃合を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度に久留米市上下水道事業経営戦略を策定。令和5年度に10年計画の前期3年での経営戦略見直しを実施予定。 ●令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取組み、令和6~7年度に事業計画の変更などの法手続を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有田町下水道事業経営戦略を令和5年3月に改定予定。 ●使用量0m³でも基本使用料を徴収することを可能とする使用料体系の見直しや定置式脱水機への切り替えによる委託費削減等により、経費回収率100%を達成。

事務連絡
令和4年8月26日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネットNO.249について
(令和4年7月分)

1. 維持管理作業事故

令和4年7月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は4件増加しました。

負傷事故の事例として、マンホール点検時において、自治体職員が蓋を持ち上げ、地面に置く際に左足を挟み負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和4年7月は14件（死亡：3件、負傷：7件、物損：4件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は9件増加しました。

既に全国の下水道管理者の皆様には注意喚起させていただきましたが、2件は熱中症に関する死亡事故が発生しています。今後も気温の高い日が続くことが予想されることから、十分な熱中症対策を講じていただくようお願いいたします。

また、1件の死亡事故については、送泥ポンプ場の防食工事において、作業員1名が防食養生中であった汚泥貯留槽内で酸素欠乏症等の疑いにより倒れ、死亡するという事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和4年7月は3件（水質事故：3件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

水質事故の事例として、下水管渠内に木材などが入り込み閉塞したことで、マンホールから汚水が溢水するという事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地
方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び
各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通
知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage Tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防
止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

工内 : kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

杉山 : sugiyama-r29s@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和4年度

下水道に関する事故発生状況について

（令和4年7月末時点）

1. 人身事故（総括）

2. 維持管理作業事故

3. 工事事故

4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

維持管理作業事故情報データベース

令和4年7月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	
7月										
1	R4.7.1	3.一般市	その他	②はまれ・巻き込まれ	下水道施設の一部であるコンポストヤード内の堆肥生成作業を終了し、後片付けのため、窓を閉めようとしたところ、窓際に立てかけていた堆肥のふるい作業に使用する鉄製ふるいが倒れ、左足が下敷きとなり負傷した。	・ふるいの置き場所を定め、使用しないときはロープ等により固定する。 ・作業マニュアルに堆肥生成作業における複数人での作業の義務付け、作業時における周囲の相互確認の項目を追加した。	委託先業者	54	男	左膝膝蓋骨骨折 膝蓋骨韌帯断裂
2	R4.7.12	3.一般市	その他	②はまれ・巻き込まれ	工事に伴う現地調査において、道路側溝内の状況を確認するため、グレーティング蓋の開閉作業は、専用工具の使用を徹底したうえで、2人以上で実施し、挟まる危険性のないことを相互に確認することとした。	グレーティング蓋の開閉作業は、専用工具の使用を徹底したうえで、2人以上で実施し、挟まる危険性のないことを相互に確認することとした。	自治体職員	36	男	左手人差指、中指、薬指創傷
3	R4.7.14	1.都道府県	処理場	①墜落・転落	採水作業に伴う場内移動中、雨に濡れた階段の2段目を降りる際には手すりで転倒し、1段目の角で背中を打ち負傷した。	・階段の昇降部分に滑り止めテープの貼り付けを予定。 ・階段の高所部分には手すりが設置されていたが、今回滑った低所部分には手すりが設置されていなかったため、該当部分に手すり設置を予定。 ・滑り止めテープの貼り付け、低所部への手すり設置を実施するまでの間は、階段の使用を禁止とした。	委託先業者	41	男	背中打撲
4	R4.7.20	3.一般市	マンホール	⑥激突	マンホールの定期点検時において、蓋開閉作業の際、専用工具により蓋を持ち上げようとしたところ、専用工具の差し込みが甘く、蓋から抜けた専用工具が胸にあたり負傷した。	開閉専用工具を使用する際には、確実に工具が差し込まれていることを確認し、慎重に蓋の開閉作業を実施する。	自治体職員	31	男	左胸打撲
5	R4.7.25	3.一般市	マンホール	②はまれ・巻き込まれ	マンホールの定期点検時において、蓋の開閉作業の際、蓋を持ち上げ、地面に置く時に左足の親指を挟み負傷した。	雨天時であったためゴム長靴を着用し、作業を行っていたが、安全靴の着用を徹底し、マンホール蓋を置く際の目視確認を徹底する。	自治体職員	54	男	左母趾節骨骨折

3.工事事故

(令和4年7月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)									7 (3)
	2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)									12 (17)
	3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)									13 (8)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)									2 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)									35 (30)
工事分類	1. 管きよ開削	4 (6)	6 (2)	3 (8)	7 (4)									20 (20)
	2. 管きよ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)									3 (3)
	3. 管きよシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									2 (0)
	4. 管きよその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)									3 (4)
	5. 挖ボルト木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)									4 (2)
	6. 挖ボルト機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)									3 (0)
	7. 挖ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)									0 (1)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)									35 (30)
事故類型	死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)									5 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	2. はまれ・巻き込まれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)									1 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)									4 (0)
	負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)									17 (19)
	1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)									4 (1)
	2. はまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)	3 (0)									6 (9)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)									1 (2)
	5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)									1 (2)
	6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)									2 (1)
	8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)									1 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)									0 (1)
	14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)									13 (10)
	12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)									13 (10)
	合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)									35 (30)
被災者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1. 死亡	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)									5 (1)
	2. 負傷	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)									17 (19)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)									22 (20)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)									- -

※()書きは、前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計